算定方式の考え方の変更点

1.農作物共済掛金標準率の算定方式の考え方の変更点

今 回

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方(案)

平成24年産の水稲及び陸稲並びに<u>平成25年産</u>の麦から適用する 農作物共済掛金標準率は、次により算定する。

- 1、2 (略)
- 3 農作物共済掛金標準率
- (1)共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えないものにあってはその被害率を、超えるものにあっては農作物通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物通常共済掛金標準率とする。
- (2)共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率の平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(3)(4)(略)

前 回

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方(案)

平成21年産の水稲及び陸稲並びに<u>平成22年産</u>の麦から適用する 農作物共済掛金標準率は、次により算定する。

- 1、2 (略)
- 3 農作物共済掛金標準率
- (1)共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えないものにあってはその被害率を、超えるものにあっては農作物通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に<u>所要の安全率を付加したもの</u>を農作物通常共済掛金標準率とする。
- (2)共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率の平均値を算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(3)(4)(略)

2 . 園芸施設共済基準共済掛金率の算定方式の考え方の変更点

前 今 回 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方(案) 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方(案) 平成24年4月1日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済 平成21年4月1日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済 の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。 の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。 (略) 1 (略)

2 基準共済掛金率

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び 農林水産大臣が定める地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を 算定し、その平均値に対し園芸施設共済の積立金の水準を踏まえ た所要の調整を行ったものを園芸施設基準共済掛金率とする。

2 基準共済掛金率

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び 農林水産大臣が定める地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を 算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを園芸施設基 準共済掛金率とする。